

-----  
入札公告  
-----

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月17日

高知県データ駆動型農業推進協議会

1 入札に付する事項

- (1) 事業主体 : 高知県データ駆動型農業推進協議会 (以下、「協議会」という)
- (2) 契約名称 : 令和6年度データ分析専用ツールライセンス購入契約
- (2) 契約内容等 : 別紙要求仕様書のとおり
- (3) 納入期限 : 令和6年7月16日(火)午後5時
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
: 令和6年7月9日(火)午前10時  
高知県高知市丸ノ内1丁目7-52  
高知県庁西庁舎3階 共有ルーム
- (5) 入札保証金 : 必要なしとする

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 3によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第638号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加の資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

3 入札資格の確認方法等

この入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札参加者は、協議会から申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された申請書を確認した結果、不備が認められた場合は受付しない（郵送の場合は返送する。）ことがあるので、余裕を持って提出すること。

(1) 提出を求める書類

別紙「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」

(2) 提出期限

令和6年7月1日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着とする。）

(3) 提出場所、及び問い合わせ先

郵便番号 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部農業イノベーション推進課 データ駆動型農業推進担当：渋谷

電話：088-821-4516 FAX：088-873-5162 E-mail：160601@ken.pref.kochi.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(5) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は令和6年7月3日（水）までに電子メールで通知する。

(6) 入札参加資格確認通知後において、入札参加者が次の事項のいずれかに該当するに至ったときは、この入札に参加することができない。

ア 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

#### 4 質疑応答

(1) この入札に関して質疑事項がある場合は、別紙「質疑書（様式2）」により令和6年6月26日（水）午後5時までに3の（3）の場所に持参するか、3の（3）の問い合わせ先に電子メールで提出すること。

(2) 質疑書を電子メールで提出する場合は、電話による到達確認を行うこと。

(3) 質疑書に対する回答は、令和6年6月27日（木）午後5時までに高知県農業振興部農業イノベーション推進課ホームページに掲載する。

#### 5 入札に関する事項

(1) 入札の記載内容等（別紙「入札書（様式3）」、別紙「委任状（様式4）」）

ア 入札書提出年月日

イ 社名、代表者名、代表者印

なお、代理人が入札書提出時は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」と表示して、代理人の氏名及び代理人印を押印のこと。

（代表者印は不要）

また、代理人が入札するときは、入札前に委任状（様式4）を提出する。

ウ 入札金額

エ 宛名 高知県データ駆動型農業推進協議会

会長 尾原 由章

## (2) 入札方法

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしなければならない。ただし、金額の訂正はできない。

## (3) 再度入札

開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

## (4) その他入札に関する事項

入札心得による。また、次の方法により郵便等による入札を行うことができる。

- ア 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に契約対象件名（令和5年度データ分析専用ツールライセンス購入契約）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称。）を記載する。なお、(3)に規定する「再度入札」に参加する場合は、「初度入札」と「再度入札」に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。
- イ アの封筒をさらに封筒に入れ、これを封かんし、当該封筒の表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留として入札日時までに下記に必着させる。

郵便番号 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部農業イノベーション推進課 データ駆動型農業推進担当

## 6 最低制限価格の設定

設定しない

## 7 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定

するものとする。

- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

## 9 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用はすべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。